

1月3日の沿線火災による 列車遅延に関して申し入れ

1月3日、有楽町駅周辺の沿線火災により、新幹線は5時間にわたり運行が出来なくなり大幅にダイヤが乱れました。職場において大幅な列車遅延により様々な問題が発生しています。2月10日、関西支社に対して申し入れを行いました。

以下、主な申し入れです。

- ① 品川駅において、上り列車を折り返し下り列車として運用した経緯を明らかにすること。また、品川駅は東京駅の代替え駅として位置付けているのか明らかにすること。
- ② 新大阪駅において、運転休止（新大阪～東京）になった上り列車を折り返し下り列車として運用した。ところが、何本かの列車が車内点検を省略してそのまま下り列車として運用している。なぜ車内点検を省略したのか明らかにすること。
- ③ 新大阪駅において、非番と勤務の社員に対して管理者から超勤や休憩時間の変更などの的確な指示が行われていない。大幅な列車遅延による異常な状況においても、社員の疲労などを考慮した健康を第一とした的確な指示を行うこと。
- ④ 新大阪駅において、中央口、南口、乗換口の3カ所で臨時の遅延証明を行うこと。また、3カ所において遅延による払い戻しについての案内板を設置すること。
- ⑤ 新大阪駅の改札、出札において、列車遅延に関する情報の掲示板を設置すること。
- ⑥ 食事の確保が困難な状況が発生した時は、食事（おにぎり）の提供を行うこと。
- ⑦ 改札において、支社課員などによるマイクなどを使用したお客様への情報の提供を行うこと。